○防衛省令第十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

防衛大臣　小野寺五典

海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令の一部を改正する省令

海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令（昭和二十九年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
陸上自衛隊及び海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令 （火薬類の貯蔵） **第一条**　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（以下「船舶」という。）において常用する火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に規定する火薬類をいう。以下「火薬類」という。）を貯蔵する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一・二　［略］ 三　火薬庫内には、必要がある者のほか、立ち入らないこと。 四　火薬庫内に入る場合には、安全な履物を使用し、かつ、発火し易い物その他火薬類に危険を及ぼすおそれのあるものを持ち込まないこと。 五　火薬庫の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼し易い物を堆積しないこと。 六～八　［略］ 九　火薬庫内の喚起に注意し、できるだけ温度及び湿度の変化を少なくするような必要な措置を講ずること。 十・十一　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令 （火薬類の貯蔵） **第一条**　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（以下「船舶」という。）において常用する火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に規定する火薬類をいう。以下「火薬類」という。）を貯蔵する場合には、左の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一・二　［同上］ 三　火薬庫内には、必要がある者の外、立ち入らないこと。 四　火薬庫内に入る場合には、安全な履物（はき）を使用し、且つ、発火し易い物その他火薬類に危険を及ぼす虞のあるものを持ち込まないこと。 五　火薬庫の附近には、爆発し、発火し、又は燃焼し易い物をたい積しないこと。 六～八　［同上］ 九　火薬庫内の喚起に注意し、できるだけ温度及び湿度の変化を少くするような必要な措置を講ずること。 十・十一　［同上］

○金融庁告示第四十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十一月十日

金融庁長官　森　信親

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附　則

この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。

告　示

改正後	改正前
（連結の範囲） **第三条**　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。	（連結の範囲） **第三条**　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第二十六条第一項及び第二十九条第六項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。